

危機レベル別の本部体制

別紙2

危機レベル	警戒レベル	全庁対応レベル
体制	警戒本部体制 被害の発生に備えた対応	対策本部体制 全庁的又は特に重大な事案への対応
設置者	市長	市長
本部長	市長が指名する局長・区長	市長
副本部長	市長が指名する局部長・区部長等	副市長
本部員	関係部長 関係課長 その他必要と認める者	危機管理監、政策局、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、議会局長、各区長、その他必要と認める者
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定及び実施に関すること。 ・情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供に関すること。 ・関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。 ・広報等に関すること。 ・その他危機事象に対応するため必要なこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の決定及び実施に関すること ・被害状況、対応状況等の総合的な掌握に関すること ・関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること ・広報等に関すること ・その他危機事象に対応するために必要なこと。
本部会議開催場所	設置者が定める場所	本庁舎5階
事務局	主たる対応局・区等	危機管理防災総室及び主たる対応局・区等
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・危機事象に関する情報の収集整理 ・資料の調整 ・収集した情報の関係局・関係区等への提供 ・その他本部の庶務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対策に関する情報の収集整理 ・本部会議資料の調整 ・本部会議での決定事項の各局・各区等への伝達及び実施の促進 ・各局・各区等間の連絡調整 ・その他本部の庶務に関する事項
総合調整室の設置		必要に応じて対策本部長が指示